（葬祭料の請求）

第十七条の二　葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一～六　（略）

七　死亡した労働者が複数事業労働者である場合は、その旨

2　前項第四号から第六号までに掲げる事項（死亡の年月日を除き、死亡した複数事業労働者に係る非災害発生事業場の事業主にあつては、同号に掲げる事項に限る。）については、事業主の証明を受けなければならない。ただし、死亡した労働者が傷病補償年金を受けていた者であるときは、この限りでない。

3　（略）

（傷病等級）

第十八条　（略）

2　法第十二条の八第三項第二号及び第十八条の二（法第二十条の八第二項において準用する場合を含む。）の障害の程度は、六箇月以上の期間にわたつて存する障害の状態により認定するものとする。

（傷病補償年金の支給の決定等）

第十八条の二　（略）

2　所轄労働基準監督署長は、業務上の事由により負傷し、又は疾病にかかつた労働者の当該負傷又は疾病が療養の開始後一年六箇月を経過した日において治つていないときは、同日以後一箇月以内に、当該労働者から次に掲げる事項を記載した届書を提出させるものとする。前項の決定を行うため必要があると認めるときも、同様とする。

一～五　（略）

六　労働者が複数事業労働者である場合は、その旨

3・4　（略）

（法第十二条の八第四項第二号の厚生労働大臣が定める施設）

第十八条の三の三　法第十二条の八第四項第二号の厚生労働大臣が定める施設は、次の各号のとおりとする。

一・二　（略）

三　前二号に定めるもののほか、親族又はこれに準ずる者による介護を必要としない施設であつて当該施設において提供される介護に要した費用に相当する金額を支出する必要のない施設として厚生労働大臣が定めるもの

第二節の二　複数業務要因災害に関する保険給付

（複数業務要因災害による疾病の範囲）

第十八条の三の六　法第二十条の三第一項の厚生労働省令で定める疾病は、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）別表第一の二第八号及び第九号に掲げる疾病その他二以上の事業の業務を要因とすることの明らかな疾病とする。

（複数事業労働者療養給付たる療養の給付の請求）

第十八条の三の七　第十二条の規定は、複数事業労働者療養給付たる療養の給付の請求について準用する。この場合において、同条第一項第四号及び第三項第四号中「原因」とあるのは「要因」と読み替えるものとする。

（葬祭料の請求）

第十七条の二　葬祭料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一～六　（略）

（新設）

2　前項第四号から第六号までに掲げる事項（死亡の年月日を除く。）については、事業主の証明を受けなければならない。ただし、死亡した労働者が傷病補償年金を受けていた者であるときは、この限りでない。

3　（略）

（傷病等級）

第十八条　（略）

2　法第十二条の八第三項第二号及び第十八条の二の障害の程度は、六箇月以上の期間にわたつて存する障害の状態により認定するものとする。

（傷病補償年金の支給の決定等）

第十八条の二　（略）

2　所轄労働基準監督署長は、業務上の事由により負傷し、又は疾病にかかつた労働者の当該負傷又は疾病が療養の開始後一年六箇月を経過した日において治つていないときは、同日以後一箇月以内に、当該労働者から次に掲げる事項を記載した届書を提出させるものとする。前項の決定を行うため必要があると認めるときも、同様とする。

一～五　（略）

（新設）

3・4　（略）

（法第十二条の八第四項第二号の厚生労働大臣が定める施設）

第十八条の三の三　法第十二条の八第四項第二号の厚生労働大臣が定める施設は、次の各号のとおりとする。

一・二　（略）

三　前二号に定めるほか、親族又はこれに準ずる者による介護を必要としない施設であつて当該施設において提供される介護に要した費用に相当する金額を支出する必要のない施設として厚生労働大臣が定めるもの

（新設）

（新設）